

令和8年3月25日

『労務費ダンピング調査』について

南国市が発注する建設工事における労務費ダンピング調査については、国土交通省が策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき、当面の間、以下のとおり取り扱うこととします。

1. 開始時期及び実施対象工事

労務費ダンピング調査は令和8年4月1日以降に行う入札案件の公告及び指名通知に対して実施し、その対象工事は当面の間、請負対象金額が1億5,000万円以上の案件に限定します。

2. 調査方法

【STEP 1】 直接工事費の確認

- ・落札予定者の工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準以上であるか確認を行います。

(土木工事) 一定水準 = 当該工事の設計金額に対する直接工事費 × 0.97

(建築工事) 一定水準 = 当該工事の設計金額に対する直接工事費 × 0.90 × 0.97

➡一定水準以上の場合は、「労務費ダンピング調査」の終了。

【STEP 2】 労務費の確認

- ・一定水準を下回る場合、落札予定者の工事費内訳書に記入された労務費が設計金額の労務費以上であるか確認を行います。
- ・落札予定者の労務費が端数処理の範囲に収まる場合は、理由の確認を省略できます。
➡設計金額の労務費以上（端数処理の範囲を含む）場合は、「労務費ダンピング調査」の終了。

【STEP 3】 理由の確認

- ・直接工事費が「一定水準」を下回る場合は、理由の確認を求めます。
- ・落札予定者は様式3により当該労務費で入札した理由を提出してください。
➡理由の確認に対して合理的な回答が得られた場合は「労務費ダンピング調査」の終了。

【STEP 4】 建設Gメンへ通報

- ・理由の確認に対して合理的な回答が得られない場合は、落札予定者に対して注意喚起・警告を要請します。
- ・建設Gメンに該当事案の通報を行います。
➡「労務費ダンピング調査」の終了。

3. 理由の確認における合理的な回答の判断事例

(1) 合理的な回答（例）

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。等

(2) 合理的ではない回答（例）

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。等

4. 合理的な回答が得られなかった場合の対応

「労務費ダンピング調査」は、その結果により契約を妨げるものではないため、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはなく、入札参加資格など当該入札の落札条件に合致した場合は落札決定を行います。

ただし、合理的な回答が確認できなかった場合は、建設Gメンへ通報を行い、建設Gメンから受注者に対する調査が行われる場合があります。

なお、理由の確認にあたり、書面が提出されない場合や、理由の回答がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。